

地方独立行政法人さんむ医療センター理事会規程

平成 22 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センターの理事会に関し、地方独立行政法人さんむ医療センター定款（以下「定款」という。）に定めがあるもののほか、定款第 21 条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 理事会は、月 1 回開催するものとし、必要に応じ臨時に開催する。

- 2 理事会の議案に付議すべき事項は、招集する際に定款第 12 条に規定する理事会構成員（以下「役員」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 3 理事長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。
- 4 理事会の議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定する者が議長の職務を行う。

(議事等)

第 3 条 定款第 14 条第 1 号に規定する地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）により市長の認可又は承認を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第 22 条第 1 項に規定する業務方法書の作成又は変更
 - (2) 法第 23 条第 1 項に規定する業務に関する料金の上限の設定又は変更
 - (3) 法第 26 条第 1 項に規定する中期計画の作成又は変更
 - (4) 法第 41 条第 1 項に規定する短期借入金の限度額を超える短期借入れ
 - (5) 法第 41 条第 2 項に規定する短期借入金の借換え
 - (6) 法第 44 条第 1 項の規定により山武市条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするとき
 - (7) 法第 34 条第 1 項に規定する財務諸表の作成
 - (8) 法第 40 条第 3 項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る剰余金の使途に充てるとき
- 2 定款第 14 条第 5 号に規定する規程の軽易な改正又は廃止は、次に掲げる事項とする。
- (1) 法令の改廃に伴い、当該法令の題名及び条項を引用する規程及び当該法令の施行に必要な規程において、当該法令と同一の用語を使用するものの改正又は廃止
 - (2) 語句等の訂正に係る改正

(3) 様式の改正又は廃止

3 定款第 14 条第 6 号に規定する理事会が定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 地方独立行政さんむ医療センターがその当事者である不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事項
- (2) 法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事項
- (3) 500 万円以上の工事又は修繕及び 200 万円以上の医療機器の購入に関する契約の締結
- (4) 病院業務専任理事の選任
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項

4 次に掲げる事項は、理事会において報告するものとする。

- (1) 定期の予算執行状況及び経営状況に関する事項
- (2) 重大な医療事故及び院内感染に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める事項
(庶務)

第 4 条 理事会の庶務は、経営企画室が行い、議事録を調整する。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

<参考> 地方独立行政法人さんむ医療センター定款（抜粋）

（理事会の設置及び構成）

第12条 法人に理事会を置き、理事長及び理事をもって構成する。

（理事会の招集）

第13条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（理事会の議事）

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項。ただし、理事会が定める軽易な改正又は廃止を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。